

資料 1

会議の趣旨と検討の進め方

- ・ 宿泊税の導入に向けた検討・条例制定を経て、令和9年度から施行予定



- ・ 宿泊税の導入を契機に、観光振興財源を活かした観光施策を計画的に進めるため、**現行の「第2次観光立町推進基本計画」を前倒しで見直し、「富士河口湖町第3次観光立町推進基本計画」を策定**する。
- ・ 本計画の策定と、その審議の場である「富士河口湖町観光立町推進会議」は、富士河口湖町観光立町推進条例に基づく。

▼富士河口湖町観光立町推進条例（抜粋）

第2章 第7条 —— 基本計画（策定の根拠）

町長は、観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、富士河口湖町観光立町推進基本計画（基本計画）を定めなければならない。

2 基本計画に定める事項

- (1) 基本的な方針
 - (2) 目標
 - (3) 講じるべき施策
 - (4) その他必要な事項
- 3 あらかじめ町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、推進会議（第23条）の審議を経る。
 - 4 定めたときは、遅滞なく公表する（変更時も準用）。

第3章 —— 推進会議（本会議の根拠）

第23条（設置）

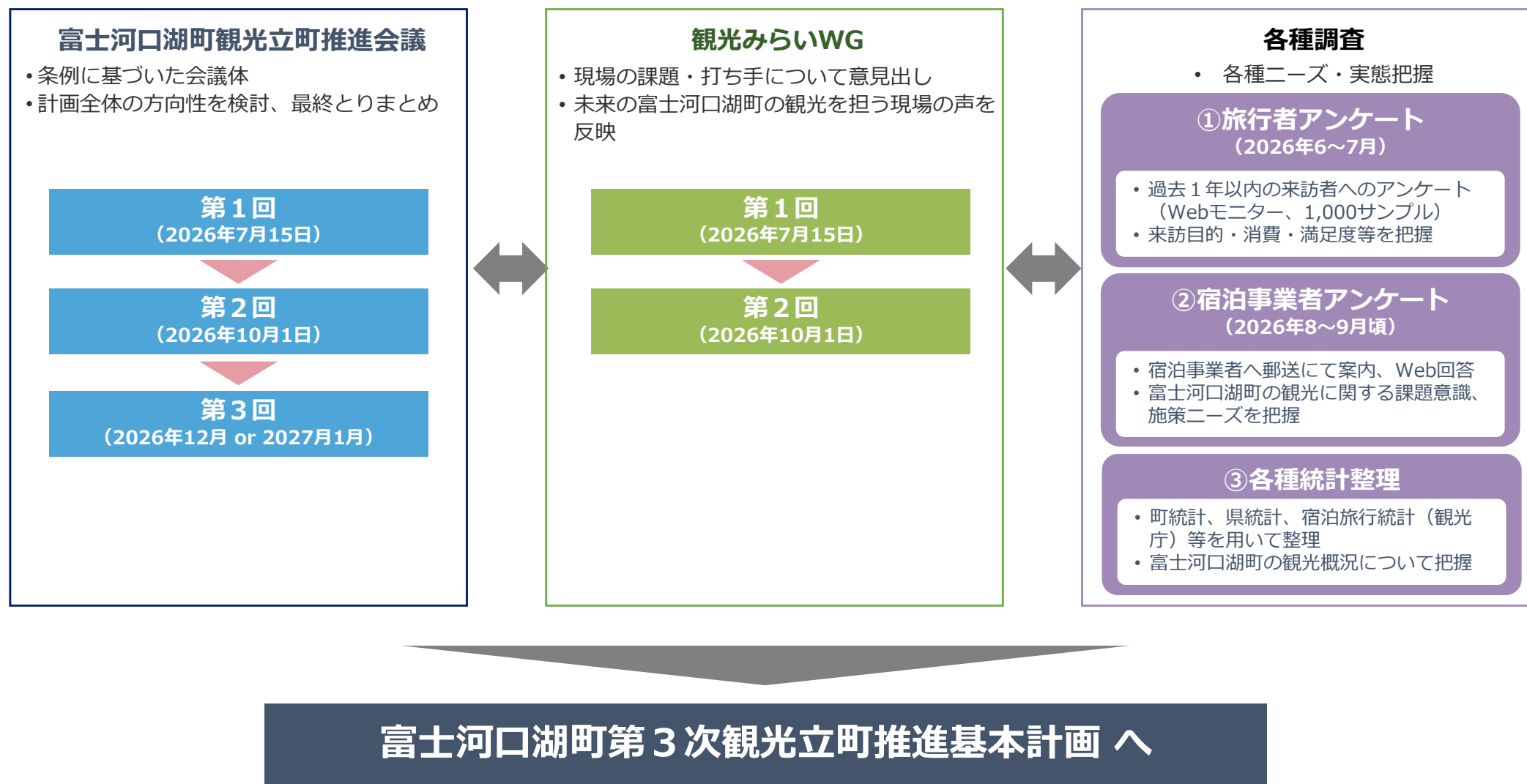
町は、基本計画について審議し、及びその実施を推進するため、富士河口湖町観光立町推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

第24条（組織等）

- 1 会長及び委員10人以内をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 委員は、町議会の議員、観光事業者、観光関係団体の長、観光に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年（補欠は前任者の残任期間）。
- 5 委員は、再任されることができる。

検討体制と進め方の全体像

- 「観光立町推進会議」や「観光みらいWG」での議論、「各種調査」による観光実態をふまえ、「富士河口湖町第3次観光立町推進基本計画」を策定。



推進会議のスケジュールと議題

- 本日（2026年7月15日）を第1回とし、下記のと通りのスケジュールで実施。

回	時期	主な議題（案）
第1回 （本日）	2026年 7月15日	• 会議の目的と検討の進め方 • 現行計画の概要と進捗状況 • 観光を取り巻く環境 • 見直しの論点
第2回	2026年 10月1日	• 前回の振り返り • アンケート調査結果（報告） • 観光みらいWGの活動 • 計画の骨子・施策体系の方向性 • 宿泊税の充当方針
—	2026年 11～12月頃	パブリックコメントの実施
第3回	2026年12月 or 2027年1月	• 前回の振り返り • 計画の素案 • 計画の管理方法

- 未来の富士河口湖町の観光を担う現場の声を反映することを目的に、現場目線での課題や打ち手の意見をWGを通じて収集
- メンバーは、若手実務者・女性・各エリアのバランスに配慮して選出

▼スケジュールと主な内容

回	時期	主な内容
第1回	2026年7月	WGの目的と進め方／観光事業者から見た現状と課題／求められる施策二一ズの把握
第2回	2026年9月	具体的施策の方向性の検討／地域プロジェクトの検討（WGメンバーで進められるもの）

▼観光みらいWGメンバー

No	推薦団体（所属組織）	氏名
1	北河口湖観光協会	* * * *
2	大石観光協会	* * * *
3	勝山観光協会	* * * *
4	小立観光協会	* * *
5	河口湖温泉旅館協同組合青年部	* * * *
6	河口湖温泉旅館協同組合青年部	* * * *
7	河口湖温泉旅館協同組合青年部	* * *
8	河口湖温泉旅館協同組合青年部	* * * *
9	河口湖温泉旅館協同組合	* * *
10	西湖観光協会	* * *
11	富士河口湖町観光連盟	* * * *